

## 第42回 鴨志田緑自治会 定例総会資料

日時：令和6（2024）年4月14日（日）13：00

会場：鴨志田地域ケアプラザ2階多目的室

### 総会次第

#### 1. 議案

第1号議案 2023年度活動報告

第2号議案 2023年度決算報告及び監査報告

第3号議案 2024年度新役員紹介

第4号議案 2024年度活動計画案審議

第5号議案 2024年度予算案審議

#### 2. 別紙 会則

#### 3. 別紙 鴨志田緑自治会個人情報取扱方法

## 第1号議案 2023年度活動報告

### 1.自治会活動全般報告 ※紙面開催の外部委員会・協議会、公園愛護活動を除く

日程	会議・行事名称	出席者・主な議題など
2023/4/15(土)	鴨志田夏祭実行委員会①	会長 夏祭り実施可否について審議
4/23(日)	鴨志田緑自治会定例会(第1回)	緑自治会全役員 2023年度活動方針の確認、2022年度役員からの引継ぎ
5/07(日)	子供会関連行事説明会	スポーツ担当役員
5/13(土)	鴨志田夏祭実行委員会②	会長、福利厚生担当役員
5/28(日)	中里北部連合町内会(5月度)	会長 各種行事の実施方針について
6/03(土)	さわやかスポーツ体験(ポッチャほか)	スポーツ担当役員
6/04(日)	鴨志田緑自治会定例会(第2回)	緑自治会全役員 民生委員の役割等の共有、夏祭り協力体制の確認
6/10(土)	地域防災拠点運営委員会	家庭防災担当役員
	鴨志田夏祭実行委員会③	会長、福利厚生担当役員
6/24(土)	鴨志田夏祭実行委員会④	会長、福利厚生担当役員
6/25(日)	中里北部連合町内会(6月度)	会長
	青葉かがやく生き生きプラン研修会	会長
7/02(日)	鴨志田緑自治会定例会(第3回)	緑自治会全役員 夏祭実施方法について審議、高齢化対策等について審議
7/08(土)	鴨志田夏祭実行委員会⑤	会長、福利厚生担当役員
7/09(日)	夏季ドッジボール大会	スポーツ担当役員
7/16(日)	鴨志田夏祭り	緑自治会役員 ※前日準備、翌日撤収作業
7/23(日)	中里北部連合町内会(7月度)	会長
8/06(日)	鴨志田緑自治会定例会(第4回)	紙面開催 福利厚生担当役員と敬老の日お祝いについて審議
8/09(水)	デジタル化に関する情報交換会	会長、横浜市、青葉区地域振興課 SNSの活用について
8/19(土)	鴨志田夏祭り反省会	会長、福利厚生担当役員
9/03(日)	鴨志田緑自治会定例会(第5回)	緑自治会全役員 自治会費値上げ、役員報酬、さわやか清掃等について審議
	秋季ドッジボール大会	スポーツ担当役員
9/09(土)	地域防災拠点運営委員会	会長、自治会の防災組織構築について審議
9/18(月)	敬老の日のお祝い	福利厚生担当役員
9/24(日)	中里北部連合町内会(9月度)	会長 運動会開催について他
	連合町内会運動会打ち合わせ	会長、スポーツ担当役員
9/26(火)	青葉消防署家庭防災員研修	家庭防災担当役員
10/01(日)	鴨志田緑自治会定例会(第6回)	緑自治会全役員 自治会としての防災組織構築について審議 自治会費値上げ、未就学児世帯支援について審議
10/08(日)	連合町内会運動会	会長、スポーツ担当役員
10/14(土)	地域防災拠点運営委員会	家庭防災担当役員
10/22(日)	中里北部連合町内会(10月度)	会長 青葉かがやく生き生きプラン活動状況の共有
	鶴見川西岸清掃	会長
10/28(土)	防災訓練 in 日本体育大学	会長、副会長
10/29(日)	鴨志田緑自治会定例会(第7回)	緑自治会全役員 世代間・地域交流等について審議、さわやか清掃の確認
11/05(日)	ウォークラリー大会	スポーツ担当役員
11/11(土)	地域防災訓練	家庭防災担当役員
11/19(日)	さわやか清掃	緑自治会全体 世代間の交流、地域のつながりの醸成
11/26(日)	中里北部連合町内会(11月度)	会長
12/03(日)	中里北部ふるさとマラソン大会	スポーツ担当役員

次ページに続く

日程	会議・行事名称	出席者・主な議題など
12/10(日)	鴨志田緑自治会定例会(第8回)	緑自治会全役員 今後の自治会運営等について審議、クリスマス会運営確認
12/17(日)	鴨志田緑自治会クリスマス会	緑自治会役員 未就学児向け地域交流行事の新規開催
2024/1/28(日)	中里北部連合町内会(12月度)意見交換会	会長 次年度各種行事の実施、SNSの活用について審議
2/04(日)	鴨志田緑自治会定例会(第9回)	緑自治会全役員 自治会 SNS「いちのいち」実証実験について確認 防災計画、今後の自治会運営について審議
	緑自治会 2024 年度新役員説明会	会長、副会長、会計、2024 年度役員
2/10(土)	地域防災拠点運営委員会	会長 自治会防災組織のあり方、日体大との連携等を審議
2/25(日)	中里北部連合町内会(2 月度)	会長
3/03(日)	鴨志田緑自治会定例会(第10回)	緑自治会全役員 今後の自治会運営等について審議 共同募金取り扱い、公園愛護会、進級進学お祝い等
	進級・進学・成人のお祝い	副会長、緑自治会役員
3/15(金)	中里北部地区 地区別計画推進会議	会長 青葉かがやく生き生きプラン活動状況の共有
3/24(日)	中里北部連合町内会(3 月度)	会長
3/31(日)	鴨志田緑自治会定例会(第11回)	緑自治会全役員 今後の自治会運営等について審議 2023 年度総会について確認

## 2.各部活動全般報告

### (1) 会計

#### ①入金

- ア. 自治会費の集金 (1,200 円/年・戸)
- イ. 区から地域活動推進費 (700 円/年・戸)
- ウ. 市から防災組織活動奨励金 (160 円/年・戸)
- エ. 県・市の広報誌配布謝金 (4～9 円/部)
- オ. 第2公園愛護会交付金 (2 万円/年)
- カ. 資源回収費 (古紙等約 17 万円/年)

#### ②出金

- ア. 中里北部連合町内会分担金 (300 円/年・戸)
- イ. 青葉区体育協会 (30 円/年・戸)
- ウ. 神奈川県更生保護協会 (15 円/年・戸)
- エ. 防犯協会 (40 円/年・戸)
- オ. 各種催事、事務費等

#### ③赤十字募金、赤い羽根募金、年末助け合い募金の取り扱い

#### ④会計決算報告、次年度予算案作成

### (2) 家庭防災

- ①家庭防災員研修 (青葉消防署)
- ②鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員会
- ③防災訓練 (鴨志田緑小学校 11/11)
- ④鴨志田第二公園 不足備蓄品を購入

(3) 福利厚生

- ①第8回鴨志田夏祭り実行委員会への参画
- ②敬老の日対象者へのお祝い実施 75才以上87名
- ③弔慰金実施せず

(4) 公園愛護

- ①鴨志田第二公園愛護会を継続  
公園の定期清掃(月2回)、愛護会活動報告(年4回)
- ②自治会主催のさわやか清掃を秋に実施、ゴミ袋の配布
- ③秋の鶴見川清掃に自治会として参加(会長代理出席)
- ④第二公園倉庫内の備品管理(公園愛護備品の棚卸し)
- ⑤来年度の物品支援の申込み(1月に土木事務所に申請)
- ⑥第二公園倉庫の鍵の管理

(5) スポーツ(子供会関連)

- ①ボッチャ、モルック実施
- ②夏季ドッチボール大会実施
- ③秋季ドッチボール大会実施
- ④連合町内会運動会準備および運動会運営
- ⑤ウォークラリー大会実施
- ⑥マラソン大会準備および大会運営
- ⑦紙飛行機大会実施
- ⑧成人の日(6名)、進級・卒業対象者(78名)へお祝い実施  
(2023年度は副会長にて実施)
- ⑨未就学児向けクリスマス会の実施  
(2023年度は3役を中心に実施)

**第2号議案 2023年度決算報告及び監査報告(報告印・監査印は原紙のみとします)**  
総会資料5ページ「2023年度決算報告書」、6ページ「2023年度監査報告書」参照

**第3号議案 2024年度新役員紹介**  
総会資料7ページ「2024年度新役員」参照

## 第4号議案 2024年度活動計画案審議

### 1. 自治会活動全般

- (1) 誰もが担い手であり、受け手である地域社会づくり（世代間の交流）
- (2) 子どもや子育て世代が安心して地域とつながる機会づくり（子供会関連）
- (3) 情報共有のためのコミュニケーションツールの積極的な活用（SNS等）  
※自治会役員負担軽減のための合理化を含む
- (4) 行政・地域にて開催される各種委員会・行事への参画と分担金の負担

### 2. 公園愛護等環境整備事業

- (1) 全戸参加のさわやか清掃を実施する（近隣バス停付近の清掃を含む）
- (2) 鴨志田第二公園愛護会を継続する
- (3) 鶴見川さわやか清掃に連合町内会との合同で参加する
- (4) 環境事業推進委員の指導・協力を得て、資源集団回収を行う

### 3. 防災活動・社会教育事業

- (1) 鴨志田緑小学校地域防災拠点の運営当番を行い、訓練に参加する
- (2) 鴨志田緑自治会としての防災組織（特に安否確認体制）の構築について検討する
- (3) 鴨志田緑小学校のPTA活動を支援する

### 4. スポーツ・レクリエーション・子供関連事業

- (1) 中里北部連合町内会・社会福祉協議会・スポーツ推進委員・青少年指導員が主催する、各種スポーツ事業に参加する
- (2) 卒業・進級・成人のお祝いを継続する
- (3) 未就学児（未就学児世帯）の地域交流イベントを継続する

### 5. 福利厚生事業

- (1) 鴨志田夏祭りに参加する
- (2) 慶弔金の扱いについて検討する（2023年度は実施なしとした）
- (3) 敬老の日のお祝い内容について検討する

### 6. 各種募金への寄付（赤十字・赤い羽根・年末たすけあい等の募金に協力する）

※2024年は上記3募金共に自治会費から支出する（自治会費からの支出総額変更なし）

## 第5号議案 2024年度予算案審議

総会資料8ページ「2024年度予算案」

## 2023年度決算報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

### 1. 収入の部

単位：円

項目		予算	実績	差異	摘要
1	自治会費 (基準世帯数：347)	422,400	405,600	-16,800	100円×12カ月×333世帯、東急寮500円×12カ月引越等による退会、途中入会、不在等で14世帯分マイナス
2 補助金	地域活動推進費補助金	242,900	242,900	0	700円×347世帯 ※事務費・事業費の1/3
	町の防災組織活動費補助金	55,520	55,520	0	160円×347世帯
	公園愛護会交付金	20,000	20,000	0	鴨志田第2公園
3	広報配布謝金	92,400	99,000	6,600	前年度下半期 49,500円、今年度上半期 49,500円
4	事業収入	230,000	171,210	-58,790	資源回収など
5	利息その他雑収入	150,000	138,805	-11,195	利息・夏祭り分配金（15万円）
6	前年度からの繰入金	5,504,644	5,504,644	0	
収入合計		6,717,864	6,637,679	-80,185	

### 2. 支出の部

単位：円

項目		予算	実績	差異	摘要	
事務費	1 会議費	50,000	27,997	-22,003	総会資料印刷代、定例会資料印刷代など	
	2 事務費	10,000	10,200	200	文房具代、振込手数料など	
	3 人件費	100,000	80,000	-20,000	会長報酬2万円及び各役員の特別手当・出張手当	
	4 通信・交通費	22,000	21,000	-1,000	1,000円×22名、外出交通費他	
	5 活動謝礼金	18,000	16,000	-2,000	2,000円×8名	
①事務費小計		200,000	155,197	-44,803		
事業費	1 環境事業(町の美化)	50,000	2,910	-47,090	ゴミネットボックス購入費等（在庫2基あり）	
	2 交通安全、防犯、防災	25,000	39,590	14,590	防災拠点運営協賛費	
	3 福利厚生事業（子供）	85,000	76,897	-8,103	クリスマス会、入学・進級・卒業・成人お祝い品	
	4 鴨志田町夏祭り、運動会	370,000	348,490	-21,510	夏祭り関連負担金347,000円他	
	5 福利厚生事業（敬老）	70,000	47,500	-22,500	敬老お祝い品（75歳以上の方）	
	6 会費 分担金	区連会費	104,100	104,100	0	347世帯×300円
		防犯協会	13,186	13,186	0	347世帯×0.95×40円
更生保護協会		4,950	4,950	0	347世帯×0.95×15円（10円未満は切上げ）	
	体育協会	9,890	9,900	10	347世帯×0.95×30円（10円未満は切上げ）	
②事業費小計		732,126	647,523	-84,603		
①+②=③補助対象経費		932,126	802,720	-129,406	※収入No.2「地域活動推進費補助金」算定基準額	
事業補助	1 町の防災組織活動費	55,520	56,061	541	防災活動に係る食料・資機材等	
	2 公園愛護会活動費	20,000	19,609	-391	さわやか清掃ごみ袋代等	
④補助事業費小計		75,520	75,670	150		
その他	1 交際費	30,000	10,000	-20,000	小・中学校、入学・卒業式お祝い、他	
	2 慶弔費	-	0	0		
	3 懇親会費	105,000	105,000	0	5,000円×22名	
	4 寄付金	日赤募金	34,700	34,700	0	347世帯×100円
		赤い羽根募金	34,700	34,700	0	347世帯×100円
5 その他（返納金等）	75,415	75,415	0	地域活動推進費補助金余剰金（2022年度余剰分の返金）		
⑤その他小計		279,815	259,815	-20,000		
⑥次年度繰越金		5,430,403	5,499,474	69,071		
③+④+⑤+⑥支出合計		6,717,864	6,637,679	-80,185		

当年度収入	1,213,220	1,133,035	-80,185
当年度支出	1,287,461	1,138,205	-149,256
当年度収支	-74,241	-5,170	69,071

### 3. 次年度繰越金

単位：円

項目	金額	摘要
郵便局・定期預金	4,641,000	
郵便局・通常預金	397,853	
三井住友銀行・普通預金	460,621	
現金	0	
次期繰り越し合計	5,499,474	

## 会計監査報告書

令和5(2023)年度の鴨志田緑自治会の決算について、下記書類等に基づいて監査致しました。

収支ともに正確かつ適正に処理されており、相違ないことを確認しましたのでご報告致します。

### 記

1. 当期決算報告書
2. 会計帳簿及び領収書等
3. 預金通帳

以上

令和6年3月26日

杉浦 智保

河内 卓矢

※監査印は原紙のみとします

鴨志田緑自治会 2024年度 役員

役職	班	班長氏名	備考
会長	18	村田 茂	
副会長	2A	米山 晶子	
会計	2B	吉田 真生	
	11	新井 展子	
	14	村松 繁	
家庭防災担当	1	市瀬 登喜子	
	4	小泉 哲平	
	13	塚原 優子	
	17	斎藤 邦夫	
福利厚生担当	3	久保 咲子	
	7	田口 りゑ子	
	15	持田 さよ子	
公園愛護担当	6	杉田 和俊	
	8	小原 涼子	
	16	吉村 恵子	
スポーツ担当	5	出口 有弓	
	9	山口 雅	
	10	野口 かおる	
	19	鈴木 祝生	
なし（隔年のため）	12	戸田 智恵子	
相談役	6	木村 亮	2022年度・2023年度自治会長

横浜市委託委員

役職	班	班長氏名	備考
家庭防災連絡員	8	山田 美幸	2023年度家庭防災担当役員
	15	本間 澤子	2023年度家庭防災担当役員
民生委員	8	田村 明美	
	16	重下 正代	
保険活動推進員	10	森川 早苗	
	16	重下 正代	兼務（民生委員）
環境事業推進員	19	溝江 貴子	
明るい選挙推進員	-	欠員	
青少年指導員	-	欠員	
スポーツ推進員	7	野口 敬子	

## 2024年度予算（案）

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

### 1. 収入の部

単位：円

項目		予算額	摘要
1	自治会費（基準世帯数：340）	414,000	100円×12ヵ月×340世帯、東急寮500円×12ヵ月 ※引越等により基準世帯数変更（347世帯→340世帯）
2 補助金	地域活動推進費補助金	238,000	700円×340世帯
	町の防災組織活動費補助金	54,400	160円×340世帯
	公園愛護会交付金	20,000	鴨志田第2公園公園愛護会交付金
3	広報配布謝金	94,600	①広報横浜(9円)+県のたより(8円) = 17円×430世帯×12ヶ月 ②議会便り(4円)×430世帯×4回 ※対象世帯数変更（450→430世帯）
4	事業収入	171,200	資源回収など（2023年度実績を計上）
5	利息その他雑収入	138,805	利息・夏祭り分配金（2023年度実績を計上）
6	前年度からの繰入金	5,499,474	
収入合計		6,630,479	

### 2. 支出の部

単位：円

項目		差異	摘要	
事務費	1 会議費	30,000	総会資料印刷代、定例会資料印刷代など	
	2 事務費	10,000	文房具代、振込手数料など	
	3 人件費	185,000	①会長報酬(¥20,000/年) ②特別手当・出張手当※1（¥3,000×20回想定） ③役員手当(¥10,5000)※2 ※1 連合・防災拠点・行政関連等の出席手当(会長又は会長代理が対象) ※2 2021年度からの運用変更に基づき懇親会費から役員等手当へ変更	
	4 通信・交通費	21,000	1,000円×21名、外出交通費他	
	5 活動謝礼金	16,000	2,000円×8名	
①事務費小計		262,000		
事業費	1 環境事業（町の美化）	20,000	環境整備関連費（ゴミネットボックス在庫2基あり）	
	2 交通安全、防犯、防災	25,000	防災拠点運営協賛費	
	3 福利厚生事業（子供）	85,000	クリスマス会、入学・進級・卒業・成人お祝い品	
	4 福利厚生事業（敬老）	90,000	敬老お祝い（75歳以上の方）	
	5 鴨志田町夏祭負担金	340,000	夏祭り関連負担金	
	6 会費分担金	区連会費	102,000	340世帯×300円
		防犯協会	12,920	340世帯×0.95×40円
更生保護協会		4,850	340世帯×0.95×15円（10円未満は切上げ）	
体育協会		9,690	340世帯×0.95×30円（10円未満は切上げ）	
②事業費小計		689,460		
①+②=③補助対象経費		951,460	←補助対象経費の1/3が¥238,000円を超える場合¥238,000補助が支給	
事業補助費	1 町の防災組織活動費	55,000	2024年度は安否確認関連の整備費として計上	
	2 公園愛護会活動費	20,000	さわやか清掃ごみ袋代等	
④補助事業費小計		75,000		
その他	1 交際費	30,000	小・中学校、入学・卒業式、お花見等地域行事へのお祝い、他	
	2 寄付金（募金）	68,000	①日赤②赤い羽根③助け合い募金について自治会費より支出する	
	3 その他（返納金等）	-	地域活動推進費補助金余剰金（2023年度余剰分の返金）	
	4 予備費	6,545		
⑤その他小計		104,545		
⑥次年度繰越金		5,499,474		
③+④+⑤+⑥支出合計		6,630,479		

### 3. 当期収支

単位：円

当年度収入	1,131,005	
当年度支出	1,131,005	
当年度収支	0	

# 自治会会則

(名称)

第 1 条 本会は、鴨志田緑自治会(以下「会」という)とする。

(会員)

第 2 条 本会の会員は、公団鴨志田東地区に居住する世帯主及びこれに準ずる者とする。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し明るい平和な街の発展を図ることを目的とする。

(役員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- |       |         |        |    |
|-------|---------|--------|----|
| 1. 会長 | 1名      | 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 会計 | 2名      | 4. 書記  | 1名 |
| 5. 班長 | (各班に1名) | 6. 相談役 | 1名 |

(区分)

第 5 条 自治会の居住地によってある区分に分けその区分を1班単位とする。(班単位は役員会の決定による)

各班1名以上の役員を選出する。

(組織)

第 6 条 本会に第3条の目的によって必要と認められる活動部を役員会の議決によって設置できるものとする。

(役員を選出)

- 第 7 条
- 役員は、会員の中から順番(班の中で定める)によりこれを選出する。
  - 会長、副会長、会計は役員の間選により選出する。  
但し、会長は役員の大意により会員の中から選出することができる。
  - 活動部の責任者は、役員の間選により選出する。
  - 第2項及び第3項の役員は班長を兼ねることができる。
  - 相談役は会長が代わった時、前年度会長が行う。前年度副会長が行うことも可能とする。

(役員の大務)

第 8 条 役員は、次の大務を行う。

- 会長は、会を代表し会務を統轄する。
- 副会長は、代表を補佐し会長事故あるときは、その職を代行する。
- 会計は、本会会計事務を担当する。
- 書記は、本会会務を記録する。
- 班長は、班の意見をまとめ役員会に提出する。又役員会決議及び代表の命を受けその大務を執行する。
- 相談役は会運営のため助言を行う。

(会計監査)

第 9 条 会計監査は、役員会が行う。

(役員の大任)

第 10 条 役員の大任は1年とする。但し、再任を妨げないが会長の大再任は行わないものとする。

(総会)

- 第 11 条
- 総会は毎年1回役員会が之を招集する。但し会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に之を招集しなければならない。
  - 総会は、次の事項を審議決定する。
    - 役員の大選に関する事項
    - 予算及び決算に関する事項
    - 会の大運営方針に関する事項
    - 会則の大改廃に関する事項
    - その他重要な事項

3. 会計監査は、会計の状況を監査し、総会において報告する。
4. 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席により成立する。  
但し止むを得ないときは委任状をもって出席にかえることができる。
5. 議事は出席者の過半数で決する。但し会則の改廃及び財産処分に関する議事は出席者の3分の2以上で決する。

#### (役員会)

- 第12条** 1. 役員会は、常時決議執行機関として各班の計画立案を協議し、本会運営の円滑を期するため代表が必要に応じ之を招集する。
2. 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

#### (事業年度)

- 第13条** 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

#### (細則の制定)

- 第14条** 本会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て総会により承認を必要とする。

#### (会費及び維持費)

- 第15条** 本会の会費及び維持費は、役員会の議決を経て総会の承認によって決定し、細則に定める。

#### (臨時会費)

- 第16条** 臨時会費は役員会の議決を経て会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

#### (付 則)

1. この会則は、昭和57年10月19日より施行する。
2. 最初の役員等の任期は、第10条本文の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。
3. 最初の事業年度は、第13条本文の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和58年3月31日に終るものとする。
4. 昭和62年4月5日より一部改正施行する。
5. 平成4年4月12日より一部改正施行する。
6. 平成5年4月11日より一部改正施行する。
7. 平成12年4月9日より一部改正施行する。
8. 平成18年3月26日より一部改正施行する。
9. 平成13年4月1日より次を追加施行する。
  - 1 本会の運営の一部として簡易保険保険料団体払い込み制度を利用する。
  - 2 簡易保険保険料団体払い込み制度の利用による割引額の一部を本会の活動目的に活用して、会員の親睦及び福利厚生を図るものとする。
  - 3 簡易保険の払込団体への加入範囲は、本会の区域内に居住する者に限る。
10. 平成21年4月1日より一部改正施行する。
11. 平成24年4月1日より 細則4項 東急鴨志田寮の会費を1,000円→500円に改正施行する。
12. 平成24年4月1日より 細則3.ロ, 7, 8, 9を追加する。
13. 平成25年4月1日より 4条6項(相談役)、7条5項、8条6項追加 10条変更(会長再再任禁止)

#### (細 則)

1. 本会の会費は、月額100円とし、電灯維持費は実費精算とする。
2. 会員は随時会計帳簿等を閲覧することができる。
3. イ. 本会の会員中の災害及び香典の取扱いは役員会に於いてその年度ごとに決定する。  
ロ. 大災害で役員会を開けない時は会長及び副会長を含む複数人で検討し、予備費を会の目的のために使用できるものとする。このときは出来る限り早く役員会で承認を得る。
4. 細則1項の規定にかかわらず東急鴨志田寮の会費は居住する人数に関係なく月額500円とする。
5. 会長の謝礼は年額2万円と特別手当とする。  
特別手当とは、市、区、防災関係等の会合で、市役所、区役所、消防署等へ行くときの日当、その他とする。(会長代理の場合も適用される)  
日当は半日(3時間まで)3,000円、一日(3時間以上)5,000円とする。
6. 全班長は自治会の仕事で必要とした諸経費は会計に請求することができる。
7. 鴨志田緑自治会の本部の住所は会長宅とする。
8. 通帳(ゆうちょ銀行口座)の名義人は代表者(会長)とする。
9. 代表者(会長)は口座の出入を会計に委任する。

( 細 則 ) 続 き

10. 班員の多い、少ないがあるため、平成28年度総会で次のようになった。
- イ. 2班は2A, 2B班に分割する。
  - ロ. 11, 12班は役員を1年ずつ交互に選出する。
  - ハ. 18班は役員を1年おきに選出する。
  - ニ. お休みしている班の回覧などは前年度の班長が行う。

# 鴨志田緑自治会 個人情報取扱方法

制定 平成30年4月15日

## (目的)

第1条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱を確保することを目的として定めます。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会町内会活動において個人情報の保護に努めます。

## (周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

## (管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

## (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員（班長）とします。

## (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

## (個人情報の取得)

### 第7条

第1項 本会は、会長が「鴨志田緑自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

第2項 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

第3項 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

第4項 本会が配付する鴨志田緑自治会名簿に記載する個人情報は氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

## (利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日ごろからの関係づくり

## (管理)

### 第9条

第1項 個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、適正に管理します。

第2項 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

第3項 会員に配布された名簿が不要となった場合は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するよう会員に周知します。

(提 供)

第10条 個人情報とは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際して、法第25条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開 示)

第13条

第1項 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に開示を請求することができます。

第2項 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条

第1項 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

第2項 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員に既に配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案発生、又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡充の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

第16条 鴨志田緑自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(付 則)

この規約は、平成30年4月15日から施行します。